

下記の「居住地校交流の基本事項」をご理解いただきました上で、ご希望の方は、個別懇談などの折に担任にお伝えください。

「居住地校交流の基本事項」

〈交流のねらい〉

- 居住地の同年代の友達と関わったり、一緒に活動する楽しさを味わったりする。
- 地域との関わりを広げるための足掛かりとする。

〈交流相手〉

- 居住地(学区)の中学校とする。

〈送迎・引率〉

- 保護者が送迎し、保護者の責任の下、活動に参加します。

〈保護者の参加と学校の支援〉

- 生徒本人と保護者が一緒に参加します。場合によっては担任も一緒に参加します。

〈出席の記録について〉

- 交流のために居住地校に出席し、当校に出席できなかった場合は「出席」扱いとする。

〈交流形態・回数・活動内容など〉

- 保護者の希望を基に、居住地校の担当者と協議した上で、詳細を決定する。
- 必要に応じて、保護者と当校担当者、相手校の担当者による事前打ち合わせを行う。

〈その他〉

- 交流にかかる費用は、保護者の実費負担とする。(交通費は就学奨励費の対象となります。)

〈担当〉

新発田竹俣特別支援学校

交流及び共同学習部 猪股 由貴子

TEL 0254-31-1500